

事 務 連 絡

平成23年6月22日

各都道府県民生主管部局
御中
関 係 団 体

厚生労働省

社会・援護局福祉基盤課

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の
公布について（介護福祉士の資格取得方法の見直し関係）

標記法律については、本日付けで公布されたところですが、これにより、平成19年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第125号）のうち、介護福祉士の資格取得方法の見直し関係の施行日が、平成24年4月1日から平成27年4月1日に延期されることになりました。

改正後の介護福祉士の資格取得方法の見直しの要点を簡略にまとめた資料を作成しましたので、参考までに送付いたします。適宜、関係者への周知等に御活用いただければ幸いです。

介護福祉士の資格取得方法が変わります！

(平成27年度～)

養成施設卒業者

- 平成27(2015)年度の卒業者からは、介護福祉士国家試験を受験し、合格しなければ、介護福祉士の資格が取得できないこととなります。

★ なお、「准介護福祉士」については、あくまでも暫定的な資格であり、今後廃止することが想定されています。

(注) 准介護福祉士 …… 平成27年度以降に養成施設を卒業したものの、介護福祉士の資格を取得していない者が取得可能な資格

介護実務経験者

- 平成27年度の国家試験受験者からは、3年以上の実務経験に加えて、「実務者研修」の受講が必要となります。
- 実務者研修は平成24(2012)年度から開始される予定です。通信教育により少しずつ学習を進めることもできるなど、働きながらでも受けやすい研修とする予定です。

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(七〇)

○水質汚濁防止法の一部を改正する法律(七二)

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(七三)

〔政 令〕

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一七二)

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(一七三)

○東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令(一七四)

〔省 令〕

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(経済産業三〇)

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同三一)

本号で公布された法令のあらまし

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(法律第七〇号)(内閣府府令)

改正前の一七の活動分野に加えて、新たに「観光の振興を図る活動」、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」及び「第二条の別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」を追加することとした。(第二条及び別表関係)

2 所轄庁
特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長)とすることとした。(第九条関係)

3 認定
特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができることとした。(第四四条第一項関係)

4 認定の基準
所轄庁は、認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定をなすものとした。
(一) 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準のいずれかに適合すること。
(二) 実績判定期間における事業活動のうちに公益的活動の占める割合が、〇〇分の五〇未満であること。

(三) 運営組織及び経理が適正であること。
(四) 事業報告書等について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること。
(五) 各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること。

5 認定の有効期間
認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年とし、その満了の日の六月前日から三月前までに申請を行った場合は、有効期間の更新を受けることができるものとした。(第五一条関係)

6 仮認定
特定非営利活動法人であつて新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて特定非営利活動の健全な発展の基盤を育し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができることとした。(第五八条第一項関係)

7 仮認定の基準
所轄庁は、仮認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該仮認定をなすものとした。
(一) 4の(三)から(五)までに適合すること。
(二) 設立の日から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。
(三) 認定又は仮認定を受けたことがないこと。(第五九条関係)

8 仮認定の有効期間
仮認定の有効期間は、当該仮認定の日から起算して三年とすることとした。(第六〇条関係)

9 法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
(四) 認定の申請書提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を越える期間が経過していること。
(五) 実績判定期間において、(三)の一部及び(四)から(五)までの基準に適合していること。(第四五条関係)

4にかかわらず、認定等の取消し、罰則処分、重加算税の賦課等を受けた日から一定期間を経過しない特定非営利活動法人又は暴力団の構成員等が役員に含まれる等の特定非営利活動法人は、認定を受けることができないものとした。(第四七条関係)

介護サービス等の基礎強化のための介護保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御座

平成二十三年六月二十二日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第七十二号

介護サービス等の基礎強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

(介護保険法の一部改正)

第一条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十八條の十二」を「第七十八條の十七」に、「第百十五條の四十三」を「第百十五條の四十四」に、「第百十五條の四十四」第百十五條の四十七」を「第百十五條の四十五」第百十五條の四十八」に改める。

第二条 第一項中「要支援状態」の下に「以下「要介護状態等」という。」を加え、同条第二項中「要介護状態又は要支援状態」を「要介護状態等」に改める。

3 国及び地方公共団体が、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

第五條の次に次の一條を加える。

(認知症に関する調査研究の推進等) 第五條の二 国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ)に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用を努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八條第二項中「及び第十九項」を、「第二十項及び第十三條第一項第二号」に改め、「定めるもの」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第十五項第二号に掲げるものに限る。又は」を加え、同条第十一項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同条第十四項中「地域密着型サービス」とは「の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を加え、及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス」に改め、同条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十二項から第二十四項までを三項ずつ繰り下げ、同条第二十一項中「第百十五條の四十四第一項第五号」を「第百十五條の四十五第一項第五号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22 この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。

第八條第十九項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、同条第十六項中「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(以下「認知症」という。))を「認知症」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「又は」の下に「随時」を「定めるもの」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護に該当するものを除く。」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他の厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。
- 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

第八條の二第十八項中「第百十五條の四十五第一項」を「第百十五條の四十六第一項」に改める。第十三條第一項第二号中「特定施設」の下に「(有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五條第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一條第一項本文の指定を受けていないものに限る。))を除く。」を加える。

第十八條第三号中「要介護状態又は要支援状態」を「要介護状態等」に改める。第二十條中「要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。))」を「要介護状態等」に改める。

第二十二條第三項中「短期入所療養介護又は」を「短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は」に改め、「居宅サービス若しくはこれに相当するサービス」の下に「地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス」を加える。

第二十四條の二の次に次の一條を加える。

(指定都道府県事務受託法人) 第二十四條の三 都道府県は、次に掲げる事務の「郵を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができる」と認められるものとして都道府県知事が指定するもの(以下「指定都道府県事務受託法人」という。)に委託することができる。

- 一 第二十四條第一項及び第二項に規定する事務(これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。)
- 二 その他厚生労働省令で定める事務
- 2 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 指定都道府県事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 4 都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第七十條の二の次に次の一条を加える。
(指定の変更)

第七十條の三 第四十一條本文の指定を受けて特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、同項本文の指定に係る特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定施設入居者生活介護に係る同項本文の指定の変更を申請することができる。

2 第七十條第四項から第六項までの規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「指定をしない」とあるのは、「指定の変更を拒否」と読み替へるものとする。

第七十六條の二第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項第一号として次の一号を加える。

第七十條第八項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に従わない場合、当該条件に従うこと。

第七十七條第一項第一号中、「第五号、第十号(第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。)(又は第十一号(第五号の二)を「から第五号の二まで、第十号(第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。)(第十一号(第五号の二)に該当する者であるときを除く。)(又は第十二号(第五号の二)に改め、同項第十二号中「病院等」を「事業所」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅サービス事業者が、第七十條第八項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に違反したと認められるとき。

第七十八條の二第二項中「であつて」を「のうち」に改め、「二十九人以下」の下に「であつて市町村の条例で定める数」を「事業所(二)の下に「第七十八條の十三第一項及び第七十八條の十四第一項を除き」を加え、同条第三項中「第百十八條第二項第一号」を「第百十八條第二項」に改め、同条第四項中「次の各号」の下に「病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。)」を加え、同項第一号中「法人」を「市町村の条例で定める者」に改め、同項第四号中「市町村長」の下に「(以下この条において「所在地市町村長」という。)」を加え、同項の次に次の一号を加える。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十八條の二第四項第五号の二中「健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号、第七十九條第二項第四号の二、第百十五條の十二第二項第五号の二及び第百十五條の十二第二項第四号の二において「保険料等」という。)」を「保険料等」に「これら及び第百十五條の十二第二項第五号の二及び第百十五條の十二第二項第四号の二に納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第七十九條第二項第四号の二、第百十五條の十二第二項第五号の二及び第百十五條の十二第二項第四号の二において同じ。」「を「全て」に改め、同号を同項第五号の二とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十八條の二第四項第六号及び第六号の二中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日(前六十日以内)に当該法人の役員等であつた者が当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日(前六十日以内)に当該事業所の管理者であつた者が当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)」を加え、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八條の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八條の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同項の通知の日(前六十日以内)に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)(役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)(の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)(の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)(の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十八條の二第四項第九号を次のように改める。

九 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)(が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前二号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第七十八條の二第四項に次の三号を加える。

十 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)(が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の二まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)(が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)(が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の二まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

第七十八條の二第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「次の各号」の下に「(病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあつては、第一号の二、第二号の二、第三号の二、第四号及び第四号を除く。)」を加え、同項第一号及び第二号の二中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日(前六十日以内)に当該法人の役員等であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日(前六十日以内)に当該事業所の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)」を加え、同項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の二 第二号に規定する期間内に第七十八條の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八條の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同項の通知の日(前六十日以内)に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)(の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)(の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)(の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)(の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十八條の二第五項第三号を次のように改める。

三 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)(が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前二号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第七十八条の二第五項第三号の次に次の三号を加える。

二の二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る)が、法人で、その役員等のうち第一号の二又は第二号から第三号の三までのいずれかに該当する者のあるものであること。

三の三 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く)が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第三号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

三の四 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る)が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第三号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

5 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第七十八条の二に次の三項を加える。

9 第一項の申請を受けた市町村長(以下この条において「被申請市町村長」という)と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。

10 前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る)について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第四十二條の二第二項本文の指定があつたものとみなす。

一 所在地市町村長が第四十二條の二第二項本文の指定をしたとき、当該指定がされた時
二 所在地市町村長による第四十二條の二第二項本文の指定がされたとき、被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行う者から第一項の申請を受けた時

二 第七十八条の十の規定による所在地市町村長による第四十二條の二第二項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八条の十二において準用する第七十條の二第一項若しくは第七十八條の十五第一項若しくは第三項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定による第四十二條の二第二項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二條の二第二項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

第七十八條の九第一項第一号中「第七十八條の二第七項」を「第七十八條の二第八項」に改める。
第七十八條の十第一号中「第七十八條の二第四項第五号又は第九号(八に該当する者が)」を「第七十八條の二第四項第四号の二から第五号の二まで、第九号(第五号の三に該当する者のあるもの(第五号の三に該当する者を除く))、第十号(第五号の三に該当する者のあるもの(第五号の三に該当する者を除く))又は第十二号(第五号の三に該当する者)に改め、同条第二号中「第七十八條の二第五項第三号」を「第七十八條の二第六項第三号から第三号の四までのいずれか」に改め、同条第三号中「第七十八條の二第七項」を「第七十八條の二第八項」に改め、同条第十四号中「の役員等のうちに」を「が法人である場合において、その役員等のうちに」に改め、同条に次の一号を加える。

十五 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居室サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第七十八條の十二中「第七十條の二」の下に「第七十條及び第七十二條」を「おいて」の下に「これらの規定に關し」を加える。

第五章第三節中第七十八條の十二の次に次の五條を加える。

(公募指定)

第七十八條の十三 市町村長は、第一百七十七條第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は同条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいふ。以下この項において同じ)の見込量の確保及び質の向上のために特に必要であると認めるときは、その定める期間(以下「市町村長指定期間」という)中は、当該見込量の確保のため公募により第四十二條の二第二項本文の指定を行うことが適当な区域として定める区域(以下「市町村長指定区域」という)に所在する事業所(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの(以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という)の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という)に係る同項本文の指定を、公募により行うものとする。

2 市町村長指定期間中における市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二條の二第二項本文の指定については、第七十八條の二の規定は適用しない。

3 市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八條の二第二項の指定の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定をしようとするかどうかの処分がなされていないものについては、前項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。

4 前項の規定は、市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、必要な技術的設備等は、政令で定める。

第七十八條の十四 前条第一項の規定により行われる第四十二條の二第二項本文の指定(以下「公募指定」という)は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の種類及び当該市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の種類に係る市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業を行う事業所(以下「公募指定をする市町村長指定区域」)の市町村長がその長である市町村長の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型サービス費及び特例地域密着型サービス費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、公募指定をしようとするときは、厚生労働省令で定める基準に従い、その応募者のうちから公正な方法で選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定するものとする。

3 第七十八條の二第三項、第四項(第四号、第六号の二、第十号及び第十二号を除く)、第五項、第六項(第一号の二、第二号の二、第三号の四及び第四号を除く)、第七項及び第八項の規定は、公募指定について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的設備等は、政令で定める。

(公募指定の有効期間等)
第七十八條の十五 公募指定は、第七十八條の十二において準用する第七十條の二の規定にかかわらず、その指定の日から起算して六年を超えない範囲内で当該市町村長が定める期間を経過したときは、その効力を失ふ。

2 第七十八條の十三において準用する第七十條の二の規定は、市町村長指定期間の開始の際現に効力を有する市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二條の二第二項本文の指定(公募指定を除く)及び第七十八條の十三第三項の規定により行われた第四十二條の二第二項本文の指定(次項において「指定期間開始時有効指定」という)については、適用しない。

3 指定期間開始時有効指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、その効力を失ふ。

一 次号に掲げる指定期間開始時有効指定以外の指定期間開始時有効指定、当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の第七十八條の十二において準用する第七十條の二第一項の期間(同号において「従前の指定の有効期間」という)の満了の日の翌日のうち直近の日から六年

指定期間開始時有効指定を受けている指定地域密着型サービス事業者が、当該市町村長指定区域・サービス事業所に係る公募指定を受ける場合における当該指定期間開始時有効指定、当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の場合の有効期間の満了の日の翌日のうち直近の日に当該公募指定がされた日の前日までの期間

4 市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の指定の更新の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定の更新をしようとするかどうかの処分がなされていないものについては、第二項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。

5 前三項の規定は、市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、必要な技術的誠実等は、政令で定める。

(市町村長指定期間等の公示)

第七十八条の十六 市町村長は、市町村長指定期間、市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護等を定めようとするときは、あらかじめ、その旨並びに市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護等に係る効力が生ずる日を公示しななければならない。

2 前項の規定は、市町村長指定期間、市町村長指定区域又は市町村長指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護等の変更について準用する。

(公募指定に関する説替え)

第七十八条の十七 公募指定に係る第七十八条の二第四項、第六項及び第十一項、第七十八条の五第二項並びに第七十八条の九から第七十八条の十一までの規定の適用については、同項中「地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を除く」とあるのは「公募指定に係る市町村長指定定期巡回・臨時対応型訪問介護看護等に限り」と、「一月前まで」とあるのは「一月以上前の日であつて市町村長が定める日まで」とするほか、必要な技術的誠実等は、政令で定める。

第七十九条第二項第四号の二中「健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教职員共済法、厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料」とあるのは「納付義務を負うこと」を「これら」に「すべて」を「全て」(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うこと)を定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限定。同号において同じ。)に改め、同号を同項第四号の三とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十九条第二項第八号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第四号」の下に「第四号の二」を加え、同号ハ中「保険料等」を「この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第八十六条第二項第七号ハ及び第九十五号の二十二第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。)に「納付義務を定めた」を「これら」に「すべて」を「全て」(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うこと)を定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限定。第八十六条第二項第七号ハ及び第九十五号の二十二第二項第八号ハにおいて同じ。)に改め、同号ニ中「もの」の下に「当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととする」と加える。

第八十四条第一項第一号中「第七十九条第二項第四号」の下に「第四号の二」を加える。

第八十六条第一項中「であつて」を「のうち」に改め、「三十人以上」の下に「であつて都道府県の条例で定める数」を加え、同条第二項第三号の二中「又は厚生年金保険法」を「厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に「すべて」を「全て」に改め、同条第三号の二と、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第八十六条第二項第七号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第三号」の下に「第三号の二」を加え、同号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ中「もの」の下に「当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定居宅介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととする」と加える。

第九十二条第一項第一号中「第八十六条第二項第三号」の下に「第三号の二」を加える。

第九十二条第一項第一号中「第八十六条第二項第三号」の下に「第三号の二」を加える。

第九十四条第三項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第九十四条第五項中「第九十八条第二項第一号」を「第九十八条第二項」に改める。

第九十九条第一項第二号中「第五号」を「から第五号の二まで」に「第五号の二」を「第五号の二」に改める。

第一百零五条の二第二項中「第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号」を「次の各号」に、「第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで」を「第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く」に改め、同項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第一百零五条の二第二項第六号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第六号の二中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては」を加え、「当該申請者」を「当該法人」に改め、「経過しないもの」の下に「を含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日(前六十日以内)に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの」を加え、同項第八号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第十号中「申請者」の下に「介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

第八十四条第一項第一号中「第七十九条第二項第四号」の下に「第四号の二」を加える。

第八十六条第一項中「であつて」を「のうち」に改め、「三十人以上」の下に「であつて都道府県の条例で定める数」を加え、同条第二項第三号の二中「又は厚生年金保険法」を「厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に「すべて」を「全て」に改め、同条第三号の二と、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第八十六条第二項第七号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第三号」の下に「第三号の二」を加え、同号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ中「もの」の下に「当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととする」と加える。

第九十二条第一項第一号中「第八十六条第二項第三号」の下に「第三号の二」を加える。

第九十二条第一項第一号中「第八十六条第二項第三号」の下に「第三号の二」を加える。

第九十四条第三項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第九十四条第五項中「第九十八条第二項第一号」を「第九十八条第二項」に改める。

第九十九条第一項第二号中「第五号」を「から第五号の二まで」に「第五号の二」を「第五号の二」に改める。

第一百零五条の二第二項中「第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号」を「次の各号」に、「第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで」を「第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く」に改め、同項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第一百零五条の二第二項第六号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第六号の二中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては」を加え、「当該申請者」を「当該法人」に改め、「経過しないもの」の下に「を含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日(前六十日以内)に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの」を加え、同項第八号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第十号中「申請者」の下に「介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

第八十四条第一項第一号中「第七十九条第二項第四号」の下に「第四号の二」を加える。

第八十六条第一項中「であつて」を「のうち」に改め、「三十人以上」の下に「であつて都道府県の条例で定める数」を加え、同条第二項第三号の二中「又は厚生年金保険法」を「厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に「すべて」を「全て」に改め、同条第三号の二と、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第八十六条第二項第七号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第三号」の下に「第三号の二」を加え、同号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ中「もの」の下に「当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととする」と加える。

第九十二条第一項第一号中「第八十六条第二項第三号」の下に「第三号の二」を加える。

第九十二条第一項第一号中「第八十六条第二項第三号」の下に「第三号の二」を加える。

第九十四条第三項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第九十四条第五項中「第九十八条第二項第一号」を「第九十八条第二項」に改める。

第九十九条第一項第二号中「第五号」を「から第五号の二まで」に「第五号の二」を「第五号の二」に改める。

第一百零五条の二第二項中「第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号」を「次の各号」に、「第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで」を「第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く」に改め、同項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第一百零五条の二第二項第六号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第六号の二中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては」を加え、「当該申請者」を「当該法人」に改め、「経過しないもの」の下に「を含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日(前六十日以内)に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの」を加え、同項第八号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第十号中「申請者」の下に「介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

第百十五條の二十二第二項第八号イ中「暴風」を「暴風」に改め、同号ロ中「第四号」の下に「第四号の二」を加え、同号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ中「もの」の下に「当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととする」が相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。」を加える。

第百十五條の二十九第一号中「第百十五條の二十二第二項第四号」の下に「第四号の二」を加える。

第百十五條の三十五第二項及び第三項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しななければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関し必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

第百十五條の三十五第四項中「第二項」を「前項」に改める。

第百十五條の三十六第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第三項を削る。

第百十五條の四十二第三項中「第百十五條の三十六第三項及び」を削る。

第六章第百十五條の四十七を第百十五條の四十八とする。

第百十五條の四十六第一項中「実施」の下に「に係る方針を示して、当該包括的支援事業」を加え、同条第四項中「第百十五條の四十四第一項第一号及び第二号各号」の下に「及び第六項、第五項第一号及び第三項各号」に改め、同条に次の四項を加える。

5 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業については、当該各号に掲げる事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者（同項第三号に掲げる事業については、地域包括支援センターの設置者に限る。）に対して、当該各号に掲げる事業の実施を委託することができる。

6 前項の規定により第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、その事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

7 市町村長は、介護予防・日常生活支援総合事業について、第一項、第四項又は第五項の規定により、その実施を委託した場合には、当該委託を受けた者（次項において「受託者」という。）に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を連合会に委託することができる。

8 受託者は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

第百十五條の四十六を第百十五條の四十七とする。

第百十五條の四十五中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に關する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

第百十五條の四十五を第百十五條の四十六とする。

第百十五條の四十四第六項を同条第七項とし、同条第五項中「事業」の下に「及び介護予防・日常生活支援総合事業（同号及び同項第二号並びに第二項各号に掲げる事業をいう。以下同じ）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「市町村は」の下に「第一項各号及び」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。この場合においては、市町村は、次に掲げる事業の全てにつき一括して行わなければならない。

一 居宅要支援被保険者に対して、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるもの（指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービスに係る介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス若しくは特例地域密着型介護予防サービス等）に係る地域密着型介護予防サービス（以下この号において「特定指定介護予防サービス等」という。）を受けている居宅要支援被保険者については、当該特定指定介護予防サービス等と同じ種類の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを削る。）を行う事業。

二 被保険者（第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者に限る。）の地域における自立した日常生活の支援のための事業であつて、前項第一号に掲げる事業及び前号に掲げる事業と一体的に行われる場合に効果があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの。

三 居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の要介護状態となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じ、その選択に基づき、前二号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業。

第百十五條の四十四を第百十五條の四十五とし、第五章第十節第百十五條の四十三の次に次の条を加える。

（都道府県知事による情報の公表の推進）

第百十五條の四十四 都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）であつて厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第百十七條第三項第一号中「並びにその見込量の確保のための方策」を削り、同項第二号中「地域支援事業に要する費用の額並びに」及び「及びその見込量の確保のための方策」を削り、同項第三号から第五号までを削り、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「市町村介護保険事業計画」の下に「第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「又は福祉」を「福祉又は居住」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

第百十七條第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付対象サービスの種別ごとの見込量の確保のための方策

第百十五條の四十五を第百十五條の四十六とする。

- 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込額の確保のための方策
- 三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 五 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための必要な事項
- 第百十八条第二項中「次に掲げる事項」を「当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの見込み」に改め、各号を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「都道府県地域福祉支援計画」の下に「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四十一条に規定する高齢者居住安定確保計画」を加え、又は福祉を「福祉又は居住」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項に規定する事項及び前項各号」、「同項第一号」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
 - 3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
 - 二 介護サービス情報の公表に関する事項
 - 三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項
 - 四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 第百二十二条の二第二項中「第百十五条の四十四第一項に掲げる事業」を「第百十五条の四十五第一項に掲げる事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を行う場合にあつては、当該介護予防・日常生活支援総合事業に「介護予防事業」を「介護予防等事業」に改め、同条第二項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に「包括的支援事業等支援額」を「特定地域支援事業支援額」に改める。
- 第百二十三条第三項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に改め、同条第四項中「包括的支援事業等支援額」を「特定地域支援事業支援額」に改める。
- 第百二十四条第三項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に改め、同条第四項中「包括的支援事業等支援額」を「特定地域支援事業支援額」に改める。
- 第百二十六条第一項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。
- 第百五十二条及び第百五十三条中「すべて」を「全て」に「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。
- 第百七十六条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
 - 二 第百七十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払（前号に掲げる業務の内容との共通性その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの

- 第百七十六条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
 - 三 第百七十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払（前項第二号に掲げるものを除く。）
- 第百七十二条の四を第百七十二条の五とし、第百七十二条の三を第百七十二条の四とし、第百七十二条の三を第百七十二条の次に次の一を加える。
 - （大都市等の特例）
- 第百七十三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第百五十二条の二十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）において、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。
 - 第百七十五条第二項中「第二十四条の三第二項」の下に「第二十四条の三第二項」を加え、「第百七十五条の四十五第五項（第百七十五条の四十六第三項）を「第百七十五条の四十六第六項（第百七十五条の四十七第三項）に改める。
 - 第百七十八条中「賃借」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第二項の規定による賃借」を加える。
 - 第百七十九条第一項中「賃借」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第一項の規定による賃借」を加える。
 - 附則第六条第二項中「地方自治法第百五十二条の二十九第一項の指定都市又は同法第百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。」を削る。
 - 附則第八条の表第七十八条の二第四項第五号の二の項中「第七十八条の二第四項第五号の二」を「第七十九条第二項第四号の三」に改める。
 - 附則に次の二条を加える。
 - （指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例）
 - 第九条 指定介護老人福祉施設に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所した際の市町村（当該指定介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。）となった場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所している間は、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となった指定介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む以上の住所の特例対象施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）に継続して入所している者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所する直前に入所等をしてきた住所の特例対象施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれに入所等をするにより直前入所施設及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれに所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

第二十一号第一号中「第四号まで」の下に「及び第六号」を加える。
第四章の二を削る。

第二十九条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六項まで」を「第八項まで」に、「当該有料老人ホームに入居している者(以下「入居者」という。))」を「入居者」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

第二十九条第五項の次に次の一項を加える。
6 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

第二十二条の次に次の二条を加える。
第三十二條の次に次の二条を加える。

(後見等に係る体制の整備等)
第三十二條の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

第三十四條の二第一項中「第二十九條第七項及び第九項」を「第二十九條第九項及び第十一項」に改める。
第三十九條中「第二十九條第九項」を「第二十九條第十一項」に改める。

第四十條第一号中「第二十八條の二第二項若しくは」を削り、「第二十九條第七項」を「第二十九條第九項」に改める。
附則第七條第一項中「第百十八條第二項第一号」を「第百十八條第三項」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第三條 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第二條第三項第四号中「又は認知症対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業」に改める。

第四條 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第九條に次の改正規定を加える。

附則第二條中「同法第四十八條第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を除く。」を削る。
第二十六條のうち介護保険法第七十二條第二項の改正規定中「第百十五條の二十九第六項」を「第百十五條の三十五第六項」に改める。

附則第一條第六号中「及び第百十一條の二」を「第百十一條の二及び第百三十條の二」に改める。

附則第百三十條の次に次の二条を加える。
(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)
第百三十條の二 第二十六條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)第四十八條第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五條の規定による改正前の健康保険法の規定、第九條の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四條の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十條の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十條の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一條の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六條の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一條の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一條の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む)は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八條第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六條の規定の施行の目前にされた旧介護保険法第七條第一項の指定の申請であつて、第二十六條の規定の施行の際、指定をしようとするかどおの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八條第一項第三号の指定があつたとき、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

附則第百三十一條中「並びにこの」を「この」に改め、「施行後にした行為」の下に「並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為」を加える。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第五條 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
日次中「第五十四條」を「第五十六條」に改める。

第二條第二項中「応じた介護」の下に「喀痰吸引その他の者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という)を含む」を加える。
第三條第二号中「禁煙」を「禁煙」に改め、同条第三号中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加える。

第四十七條第二項中「第八條第十六項」を「第五條の二」に改める。
第四十八條の二を第四十八條の十一とし、第四十八條の次に次の九條を加える。
(保健師助産師看護師法との関係)

第四十八條の二 介護福祉士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十一條第一項及び第三十二條の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第四十二條第二項において準用する第三十二條第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。
(喀痰吸引等業務の登録)

第四十八條の三 自ら事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という)を行うおとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

第四十八條の三 自ら事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という)を行うおとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

第四十八條の三 自ら事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という)を行うおとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録（以下この章において「登録」という。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 喀痰吸引等業務開始の予定年月日
 - 四 その他厚生労働省令で定める事項

（欠格事項）

- 第四十八條の四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
 - 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

- 三 第四十八條の七の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの（登録基準）

- 第四十八條の五 都道府県知事は、第四十八條の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。
 - 一 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。
 - 二 喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。
 - 三 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

- 2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 第四十八條の三第二項各号に掲げる事項（変更等の届出）

- 第四十八條の六 登録を受けた者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）は、第四十八條の三第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 2 登録喀痰吸引等事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 3 前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。（登録の取消し等）

- 第四十八條の七 都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができ。
 - 一 第四十八條の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 第四十八條の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

- 三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

- （公示）
- 第四十八條の八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
 - 一 登録をしたとき。
 - 二 第四十八條の六第一項の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地を除くものに限る。）があつたとき。
 - 三 第四十八條の六第二項の規定による届出があつたとき。
 - 四 前条の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務の停止を命じたとき。

- （準用）
- 第四十八條の九 第十九條及び第二十條の規定は、登録喀痰吸引等事業者について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

- （厚生労働省令への委任）
- 第四十八條の十 第四十八條の三から前条までに規定するもののほか、喀痰吸引等業務の登録に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 第五十三條に次の二号を加える。

- 四 第四十八條の三第一項の規定に違反して、同項の登録を受けず、喀痰吸引等業務を行つた者
- 五 第四十八條の七の規定による喀痰吸引等業務の停止の命令に違反した者
- 第五十四條の次に次の二条を加える。
- 第五十五條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十八條の九において準用する第十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第四十八條の九において準用する第二十條第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

- 第五十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第五十三條第四号若しくは第五号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
- 附則に次の二十六條を加える。
- （認定特定行為業務従事者に係る特例）
- 第三條 介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。）のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一條第一項及び第三十二條の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等）のうち当該認定特定行為業務従事者が終了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に於いて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられていない者に對しては、この限りでない。

- 2 認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに当たつては、医師、看護師その他の医療関係者との連携を確保しなければならない。
- 第四條 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。
- 2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が行う研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

- 3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

- 三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

五 次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

四 都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場合において、当該処分の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

一 前項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合

二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に關し不正の行為があつた場合

三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

五 前各項に定めるもののほか、認定特定行為業務従事者認定証の交付、再交付及び返納、第二項の都道府県知事の認定その他認定特定行為業務従事者に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託）

第五条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に關する事務（認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。）の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。

2 前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員（法人でない登録研修機関にあつては、前条第二項の登録（次条から附則第九条まで並びに附則第十六条、第十七条及び第十九条において「登録」といふ。）を受けた者）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（登録の申請）

第六条 登録は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所ごとに、喀痰吸引等研修を行うおとす者の申請により行う。

（欠格条項）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 附則第十六条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録基準）

第八条 都道府県知事は、附則第六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に關する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。

二 前号の喀痰吸引等に関する実務に關する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2 登録は、研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事業所の名称及び所在地

四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

五 その他厚生労働省令で定める事項

（登録の更新）

第九条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（喀痰吸引等研修の実施に係る業務）

第十条 登録研修機関は、公正にかつ、附則第八条第一項各号の規定及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。

（変更の届出）

第十一条 登録研修機関は、附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（業務規程）

第十二条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に關する規程（次項において「業務規程」といふ。）を定め、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、喀痰吸引等研修の実施方法、喀痰吸引等研修に關する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

（業務の休廃止）

第十三条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（適合命令）

第十四条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十五条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第十条の規定に違反しているとき認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十六条 都道府県知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 附則第七号各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 附則第十一号から第十三号までの規定に違反したとき。

三 前二条の規定による命令に違反したとき。

四 附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反したとき。

五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

(公示)

第十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 附則第十一條の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があつたとき。

三 附則第十三條の規定による届出があつたとき。

四 前条の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(準用)

第十八条 第十七条、第十九条及び第二十条の規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十七条中「試験事務」とあるのは「喀痰吸引等研修の業務」と、第十九条及び第二十条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十九条 附則第六條から前条までに規定するもののほか、登録研修機関の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特定行為業務の登録)

第二十条 自らの事業又はその一環として、特定行為(認定特定行為業務従事者が行うものに限る。)の業務(以下「特定行為業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 第十九条及び第二十条の規定は前項の登録を受けた者について、第四十八條の三第二項、第四十八條の四から第四十八條の八まで及び第四十八條の十の規定は前項の登録について準用する。

この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、第十九条中「指定試験機関」とあるのは「附則第二十条第一項の登録を受けた者(以下「登録特定行為事業者」という。)」と、第二十条第一項中「指定試験機関」とあるのは「登録特定行為事業者」と、第四十八條の三第三号中「(第四十八條の七)とあるのは「第四十八條の七(附則第二十条第二項において準用する場合を含む。)」と、第四十八條の五第一項第二号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、同項第三号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、第四十八條の六第一項中「登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者」という。)」とあるのは「登録特定行為事業者」と、同条第二項及び第三項並びに第四十八條の七中「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替へるものとする。

(罰則)

第二十一条 附則第五條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 附則第十六條の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録研修機関(その首が法人である場合にあつては、その役員又は職員)は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二十條第一項の規定に違反して、同項の登録を受けずに、特定行為業務を行った者

二 附則第二十条第二項において準用する第四十八條の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

第二十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関(その首が法人である場合にあつては、その役員又は職員)は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 附則第十八條において準用する第十七條の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 附則第十八條において準用する第十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 附則第十八條において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二十條第二項において準用する第十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 附則第二十條第二項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第二十三条又は前条の規定に違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第二十七条 正当な理由なく、附則第四條第四項の規定による命令に違反して認定特定行為業務従事者認定証を返納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

(第四十八條の四第三号の規定の適用関係)

第二十八条 第四十八條の四第三号の規定の適用については、当分の間、同条中「第四十八條の七」とあるのは「第四十八條の七(附則第二十条第二項において準用する場合を含む。)」とする。

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号)の二部を次のように改正する。

第三條のうち社会福祉士及び介護福祉士法第四十四條の改正規定の次に次のように加える。

附則第二十八條の見出しを「第三條第四号の規定等の適用関係」に改め、同条中「附則第二十条第二項」を、附則第二十七條第二項に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三條第四号の規定の適用については、当分の間、同条中「第四十二條第二項」とあるのは、「第四十二條第二項及び附則第四條第三項」とする。

附則第二十八條を附則第三十七條とする。

附則第二十七條中「附則第四條第四項」を「附則第十一條第四項」に改め、同条を附則第三十六條とする。

附則第二十六條中「附則第二十三條」を「附則第三十一條第三号若しくは第四号」に改め、同条を附則第三十五條とする。

附則第二十五條中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七條第二項」に改め、同条を附則第三十四條とする。

附則第二十四條第一号中「附則第十三條」を「附則第二十條」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「附則第十八條」を「附則第二十五條」に改め、同条を附則第三十三條とする。

附則第二十三條第二号中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七條第二項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号中「附則第二十條第一項」を「附則第二十七條第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 附則第四條第三項において準用する第三十二條第二項の規定により准介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、准介護福祉士の名称を使用したもの

二 附則第七條の規定に違反した者

附則第二十三條を附則第三十一條とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十二條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第五條第三項において準用する第十七條の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 附則第五条第三項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 附則第五条第三項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 附則第五条第三項において準用する第二十一条の許可を受けずに登録事務の全部を廃止したとき。

附則第二十二條中「附則第十六條」を「附則第二十三條」に改め、同條を附則第三十條とする。

附則第二十一條の前の見出し及び同條を削る。

附則第二十條第二項中「附則第二十條第一項」を「附則第二十七條第一項」に、「附則第二十二條」を「附則第二十七條第二項」に改め、同條を附則第二十七條とし、同條の次に次の見出し及び二條を加える。

(罰則)

第二十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第五条第三項において準用する第十六条第一項の規定に違反した者
- 二 附則第八条において準用する第四十六条の規定に違反した者
- 三 附則第十二条第二項の規定に違反した者

2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十九條 附則第五条第三項において準用する第二十二條第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附則第十九條中「附則第六條」を「附則第十三條」に改め、同條を附則第二十六條とする。

附則第十八條を附則第二十五條とする。

附則第十七條第二号中「附則第十一條」を「附則第十八條」に改め、同條第三号中「附則第十三條」を「附則第二十條」に改め、同條を附則第二十四條とする。

附則第十六條第一号中「附則第七條各号」を「附則第十四條各号」に改め、同條第二号中「附則第十一條から第十三條まで」を「附則第十八條から第二十條まで」に改め、同條第四号中「附則第十八條」を「附則第二十五條」に改め、同條を附則第二十三條とする。

附則第十五條中「附則第十條」を「附則第十七條」に改め、同條を附則第二十二條とする。

附則第十四條中「附則第八條第一項各号」を「附則第十五條第一項各号」に改め、同條を附則第二十一條とする。

附則第十三條を附則第二十條とし、附則第十二條を附則第十九條とする。

附則第十一條中「附則第八條第二項各号」を「附則第十五條第二項各号」に改め、同條を附則第十八條とする。

附則第十條中「附則第八條第一項各号」を「附則第十五條第一項各号」に改め、同條を附則第十七條とする。

附則第九條を附則第十六條とする。

附則第八條第一項中「附則第六條」を「附則第十三條」に改め、同條を附則第十五條とする。

附則第七條第三号中「附則第十六條」を「附則第二十三條」に改め、同條を附則第十四條とする。

附則第六條を附則第十三條とする。

附則第五條第二項中「附則第九條まで並びに附則第十六條、第十七條及び第十九條」を「附則第十六條まで並びに附則第二十三條、第二十四條及び第二十六條」に改め、同條を附則第十二條とする。

附則第四條を附則第十一條とし、附則第三條を附則第十條とする。

第三條のうち、社会福祉上及び介護福祉上法附則第二条を附則第十五條とし、附則第一条の次に三條を加える改正規定中「附則第十五條」を「附則第九條」に、「次の十三條」を「次の七條」に改め、同改正規定のうち附則第二条に係る部分中「介護等」の下に「障害吸引等を除く」を加え、同改正規定のうち附則第九條から第十四條までに係る部分を削る。

附則第一條中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

(福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正)

第七條 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

- 目次
- 第一章 総則(第一條、第二條)
- 第二章 基本方針等(第三條、第六條)
- 第三章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務(第七條)
- 第四章 地方公共団体の講ずる措置等(第八條、第十條)
- 附則
- 第三章を削る。
- 第四章中第二十條を第七條とし、第二十一條を削り、同章を第三章とする。
- 第五章中第二十二條を第八條とし、第二十三條を第九條とし、第二十四條を第十條とし、同章を第四章とする。
- 第六章を削る。

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二條(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四條の一とする改正規定及び同法第四十條第一号の改正規定(第二十八條の十二第一項若しくは)を削る部分に限る。)
- 二 第四條、第六條及び第七條の規定並びに附則第九條、第十一條、第十五條、第二十二條、第四十一條、第四十七條(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一條ただし書の改正規定及び同條各号を削る改正規定並びに同法附則第十四條の改正規定に限る。)
- 三 第五十條から第五十二條までの規定(公布の日)
- 四 第一條(介護保険法第十三條第一項第二号の改正規定に限る。)
- 五 第二十七條(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第百十八條の二第一項第六号の改正規定(同法第二十二條)を「同法第八條第二十四項」に改める部分を除く。)
- 六 第二十八條、第三十四條(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十五條第一項第五号の改正規定(同法第二十二條)を「同法第八條第二十四項」に改める部分を除く。)
- 七 第三十五條の規定(この法律の施行の日又は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)の施行の日)のいずれか遅い日

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に第一條の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第十三條第一項第二号に掲げる特定施設(第一條の規定による改正後の介護保険法以下「新介護保険法」という。)第十三條第一項第二号に掲げる特定施設に該当するものを除く。)

旧介護保険法第十三條第一項に規定する住所特例対象被保険者については、なお従前の例による。

附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に第一條の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第十三條第一項第二号に掲げる特定施設(第一條の規定による改正後の介護保険法以下「新介護保険法」という。)第十三條第一項第二号に掲げる特定施設に該当するものを除く。)

第四條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旧介護保険法第七十條第一項（旧介護保険法第七十條の二第四項（旧介護保険法第七十八條の十二、第百十五條の十一、第百十五條の二十一及び第百十五條の三十一）において準用する場合を含む。）、第七十八條の二第二項、第七十九條第一項（旧介護保険法第七十九條の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六條第一項（旧介護保険法第八十六條の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四條第一項（旧介護保険法第九十四條の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五條の二第二項、第百十五條の十二第二項又は第百十五條の二十二第二項の指定若しくは指定の更新の申請又は許可若しくは許可の更新の申請であつて、この法律の施行の際、指定若しくは指定の更新又は許可若しくは許可の更新をすることがどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第五條 新介護保険法第七十條第二項（新介護保険法第七十條の二第四項（新介護保険法第七十八條の十二、第百十五條の十一、第百十五條の二十一及び第百十五條の三十一）において準用する場合を含む。）、第七十八條の二第二項、第七十九條第一項（新介護保険法第七十八條の二第四項において準用する場合を含む。）、第七十八條の十（新介護保険法第七十八條の十七の規定により読み替へて適用される場合を含む。）、第七十九條第二項（新介護保険法第七十九條の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十四條第一項、第八十六條第二項（新介護保険法第八十六條の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十二條第一項、第九十四條第三項（新介護保険法第九十四條の二第四項において準用する場合を含む。）、第百四條第一項、第百十五條の二第二項、第百十五條の九第一項、第百十五條の十二第二項、第百十五條の十九、第百十五條の二十二第二項及び第百十五條の二十九の規定は、施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより刑に処せられた者については、適用しない。

第六條 新介護保険法第七十條第三項（新介護保険法第七十條の二第四項（新介護保険法第七十八條の十二、第百十五條の十一、第百十五條の二十一及び第百十五條の三十一）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八條の二第四項（新介護保険法第七十八條の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九條第二項（新介護保険法第七十九條の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六條第二項（新介護保険法第八十六條の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四條第三項（新介護保険法第九十四條の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五條の二第二項、第百十五條の十二第二項及び第百十五條の二十二第二項の規定は、施行日前に受けた労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）に基づき保険料の滞納処分については、適用しない。

第七條 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十條第二項第一号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

第八條 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十八條の二第一項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第五項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該市町村の条例で定める者とみなす。

第九條 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第八十六條第一項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間における当該都道府県に係る新介護保険法第四十八條第一項第一号の指定に対する新介護保険法第八十六條第一項の規定の適用については、同項中「三十人以上であつて都道府県の条例で定める数であるもの」とあるのは、「三十人以上であるもの」とする。

第十條 この法律の施行のために必要な条例の制定又は改正、新介護保険法第二十四條の三第一項の指定の手続、新介護保険法第七十八條の二の規定による新介護保険法第四十二條の二第一項本文の指定の手続（定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスに係るものに限る。）、新介護保険法第七十八條の十三第一項の規定による新介護保険法第四十二條の二第一項本文の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第十一條 老人福祉法の一部改正に伴う経過措置

第十二條 第二條の規定による改正後の老人福祉法（以下「新老人福祉法」という。）第十四條の四第一項の規定は、施行日の前日までに第二條の規定による改正前の老人福祉法（以下「旧老人福祉法」という。）第十四條の規定による届出がされた認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者については、平成二十七年四月一日以後に受領する金品から適用する。

第十三條 新老人福祉法第十四條の四第三項の規定は、認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居に施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

第十四條 新老人福祉法第二十九條第六項の規定は、施行日の前日までに旧老人福祉法第二十九條第一項の規定による届出がされた同項に規定する有料老人ホームについては、平成二十七年四月一日以後に受領する金品から適用する。

第十五條 新老人福祉法第二十九條第八項の規定は、同条第一項に規定する有料老人ホームに施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

第十六條 新老人福祉法第二十九條の八の規定による市町村老人福祉計画の策定の準備その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第十七條 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置

第十八條 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては、第五條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。）第二條第二項中「介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三條第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」と、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三條第一項中「介護の業務に従事する者」とあるのは「社会福祉士を除く。次条第二項において同じ。」とあるのは「介護の業務に従事する者」と、同条第一項とあるのは「次条第一項」と、喀痰吸引等」とあるのは「喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。附則第八條第一項第一号及び第二号において「喀痰吸引等」という。）の」とする。

第十九條 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法百十五條の二第二項第一号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

第二十條 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法百十五條の二第二項第一号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該市町村の条例で定める者とみなす。

第二十一條 新介護保険法第九十九條の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四條第三項（新介護保険法第九十四條の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五條の二第二項、第百十五條の九第一項、第百十五條の十二第二項、第百十五條の十九、第百十五條の二十二第二項及び第百十五條の二十九の規定は、施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより刑に処せられた者については、適用しない。

第二十二條 新老人福祉法第二十九條第六項の規定は、施行日の前日までに旧老人福祉法第二十九條第一項の規定による届出がされた同項に規定する有料老人ホームについては、平成二十七年四月一日以後に受領する金品から適用する。

第二十三條 新老人福祉法第二十九條第八項の規定は、同条第一項に規定する有料老人ホームに施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

第二十四條 新老人福祉法第二十九條の八の規定による市町村老人福祉計画の策定の準備その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第二十五條 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置

第二十六條 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては、第五條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。）第二條第二項中「介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三條第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」と、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三條第一項中「介護の業務に従事する者」とあるのは「社会福祉士を除く。次条第二項において同じ。」とあるのは「介護の業務に従事する者」と、同条第一項とあるのは「次条第一項」と、喀痰吸引等」とあるのは「喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。附則第八條第一項第一号及び第二号において「喀痰吸引等」という。）の」とする。

2 新社会福祉士及び介護福祉士法第四十八條の二第一項及び第四十八條の三第一項の規定は、平成二十七年三月三十一日までは、適用しない。

第十三条 平成二十七年四月一日に介護福祉士の登録を受けている者及び同日に介護福祉士となる資格を有する者であつて同日以後に介護福祉士の登録を受けたもの（以下この条において「特定登録者」という。）については、新社会福祉士及び介護福祉士法第二條第二項、第三條（第三号に係る部分に限る。）及び第四十八條の二第二項の規定は適用せず、第五條の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第二條第二項及び第三條（第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

2 特定登録者は、平成二十七年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に申請をした場合には、前項の規定にかかわらず、新社会福祉士及び介護福祉士法第二條第二項、第三條（第三号に係る部分に限る。）及び第四十八條の二第一項の規定を適用する。

3 前項の申請をしようとする特定登録者は、その申請に先立って厚生労働大臣が指定する研修の課程（次項及び第五項において「指定研修課程」という。）を修了しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該特定登録者に係る介護福祉士登録簿に指定研修課程を修了した旨の付記をしなければならない。

5 厚生労働大臣は、前項の規定により介護福祉士登録簿に付記をしたときは、当該申請者に、その者が指定研修課程を修了した旨の付記をした介護福祉士登録簿（次項において「特定登録簿」という。）を交付しなければならない。

6 前項の規定により特定登録簿の交付を受けた特定登録者は、遅滞なく、現に交付を受けている介護福祉士登録簿を厚生労働大臣に返還しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、特定登録者に係る研修その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

8 特定登録者に対する第六條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律第三條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（次條第三項において「改正後の社会福祉士及び介護福祉士法」という。）附則第十條第一項の規定の適用については、同項中「介護福祉士」とあるのは、「介護福祉士（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三條第一項に規定する特定登録者であつて、同條第三項に規定する指定研修課程を修了していないものを除く。）」とする。

第十四条 この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であつて、この法律の施行の際新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三條第一項に規定する特定行為（以下この項において「特定行為」という。）を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えていない者（この法律の施行の際現に特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定行為ごとに新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四條第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、前項の認定を受けた者に対しては、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四條第二項の規定にかかわらず、同條第一項の認定特定行為業務従事者認定証を交付することができる。

3 前項の規定により新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四條第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者に対する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三條第一項の規定の適用については、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、同項中「医師の指示の下に」とあるのは、「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四條第一項の規定による認定を受けた者（以下この条において「喀痰吸引等」という。）のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した

次條第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に依りて」とあるのは、「喀痰吸引等」というのうち」とし、同年四月一日以後は、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十條第一項中「医師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四條第一項の規定による認定を受けた者（以下この条において「喀痰吸引等」という。）のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次條第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に依りて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とする。

4 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四條第三項及び第五條の規定は、第二項の規定による交付について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、第二項の規定による交付その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十五条 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四條第二項及び第二十條第一項の登録並びに前條第一項の認定の手續は、施行日前においても行うことができる。

第十六条 附則第十四條第四項において準用する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第五條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（健康保険法の一部改正）

第十七条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第八十八條第二項中「第八條第二十五項」を「第八條第二十七項」に改める。

第八十九條第二項中「指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者）」を「指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するものに限る。次項において同じ。）」の指定、同法第四十二條の二第一項本文の規定による指定地域密着型サービス事業者（訪問看護事業を行う者）のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するもの（以下「指定居宅サービス事業者」という。）の下に、同法第七十八條の十七の規定により読み替へて適用される場合を含む。）」の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止、指定介護予防サービスの加え、同法第三項中「指定居宅サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止」は同法第七十八條の十五第一項若しくは第三項（同法第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の失効」を加える。

第九十八條第一項中「第九十九條第二項第二号及び」を「同号及び」に、「施設介護サービス費」を「地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二條の二第二項に規定する指定地域密着型サービス）をいう。同号において同じ。」「特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八條第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。同号及び第九十九條第五項において同じ。）」若しくはこれに相当するサービスをいう。同号及び第九十九條第五項をいう。第九十九條第二項第二号を「指定施設サービス費をいう。同号に「第八條第二十三項」を「第八條第二十五項」に「第九十九條第二項第二号において同じ。）」若しくは「同号において同じ。）」若しくは「に改める。

第九十九條第二項第二号中「施設介護サービス費の支給」を「地域密着型介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この号、第三十五條第四項及び第九十九條第一項において同じ。）、特例地域密着型介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この号、第三十五條第四項及び第九十九條第一項において同じ。）、施設介護サービス費の支給」に改め、支給、特例居宅介護サービス費の支給」の下に「地域密着型介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給」を加える。

第百三十五条第一項中「特別居宅介護サービス費」の下に、「地域密着型介護サービス費、特別地域密着型介護サービス費」を加え、「施設サービス」を「地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス」に改め、同条第四項中「特別居宅介護サービス費の支給」の下に、「地域密着型介護サービス費の支給、特別地域密着型介護サービス費の支給」を加える。

第百四十五条第一項ただし書中「特別居宅介護サービス費の支給」の下に、「地域密着型介護サービス費の支給、特別地域密着型介護サービス費の支給」を加える。

(船員保険法の一部改正)
第十八条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第八十二条第二項中「施設介護サービス費」を「地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス(同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。特別地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービスをいう。同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。若しくはこれらに相当するサービス、施設介護サービス」に、「第八条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改める。

(地方自治法の一部改正)
第十九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 介護保険に関する事務
(地域保健法の一部改正)
第二十条 地域保健法(昭和二十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「第百十八条第二項第一号」を「第百十八条第二項」に改める。

(生活保護法の一部改正)
第二十一条 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「同条第十五項」を「同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項」に、「同条第十七項」を「同条第十七項」を「同条第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「及び同条第十九項」を「同条第二十項」に改め、「地域密着型特定施設入居者生活介護」の下に「及び同条第二十二項に規定する複合型サービス」を加え、同条第四項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改め、同条第六項中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

第十九条第三項中「第八条第二十四項」を「第八条第二十六項」に改める。

第三十一条第四項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める。

附則に次の一項を加える。

15 介護老人福祉施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例
第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助(施設介護に限る。以下同じ)を介護老人福祉施設に委託して行っている場合は、当該介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設となつた場合においても、当該被保護者に対する介護扶助を当該地域密着型介護老人福祉施設に継続して委託して行っている間は、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)
第二十二條 前条の規定による改正後の生活保護法(以下「新生活保護法」という。)第五十四條の二第一項の指定の系統は、施行日前においても行うことができる。

第二十三条 新生活保護法附則第十五項の規定は、新生活保護法第三十一条第四項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に施行日以降になつたものに新生活保護法第三十四条の二第二項の規定により委託して介護扶助が行われている新生活保護法第六条第一項に規定する被保護者について適用する。

(地方自治法の一部改正)
第二十四条 地方自治法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第四号の九及び第三百四十八条第二項第十号の五中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

第五百八十六条第二項第五号の二中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

第七百一十條の三十四第三項第九号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同項第十号の八中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

(銃砲刀剣所持等取締法の一部改正)
第二十五条 銃砲刀剣所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第四条の三中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

第五条第一項第三号中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改め、同項第四号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第十二号中「暴弾」を「暴弾」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「施設介護サービス費」を「地域密着型介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。特別地域密着型介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。施設介護サービス費(同法第二十三項)を「第八条第二十五項」に、「が介護保険法」を「が同法」に、「施設介護サービス費若しくは」を「地域密着型介護サービス費、特別地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは」に改め、同条第二項中「特別居宅介護サービス費」の下に、「地域密着型介護サービス費、特別地域密着型介護サービス費」を加える。

第八十七條の五第一項中「特別居宅介護サービス費」の下に、「地域密着型介護サービス費、特別地域密着型介護サービス費」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)
第二十七条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「施設介護サービス費」を「地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス(同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。療養に相当するものに限る。特別地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービスをいう。同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。若しくはこれらに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。施設介護サービス費)に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に改める。

第百十六條の二第一項第六号中「特定施設」の下に「(老人福祉法第二十九條第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第三十六号)第五條第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(介護保険法第八條第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項本文の規定を受けているものに限る)を除く。」を加え、同条第二十二項」を「同法第八條第二十四項」に改める。

ものは、当該指定介護老人福祉施設が人所定員の減少により同法第八條第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設（同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二條の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。）となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている間は、第五十條の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む二以上の病院等（第五十五條第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に継続して入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしてきた被保険者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所する直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれに入院等をするにより直前入院病院等及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれに所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

2 特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五十條の規定にかかわらず、当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

一 継続して入院等をしてきた二以上の病院等のそれぞれに入院等をするによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合（変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの、当該他の後期高齢者医療広域連合

二 継続して入院等をしてきた二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をするにより（以下この号において「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の後期高齢者医療広域連合（変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの、当該他の後期高齢者医療広域連合

3 前二項の規定の適用を受ける被保険者については、変更後地域密着型介護老人福祉施設を病院等とみなして、第五十五條の規定を適用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十五條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五條第一項第五号に掲げる特定施設（前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高齢者医療確保法」という。）第五十五條第一項第五号に掲げる特定施設に該当するものを除く。）に入居をしている後期高齢者医療の被保険者については、なお従前の例による。

第三十六條 新高齢者医療確保法附則第十三條の六の規定は、同条第一項に規定する変更後地域密着型介護老人福祉施設に施行口以後になつたものに入所をしている後期高齢者医療の被保険者（同項に規定する変更前介護老人福祉施設に入所することにより、当該変更前介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をした際、当該変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

（第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十一條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法の一部改正）

第三十七條 第四條の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十一條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法の（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）の一部を次のように改正する。

第二十四條の二の次に次の一条を加える。

（指定都道府県事務受託法人）

第二十四條の三 都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）に委託することができる。

一 第二十四條第一項及び第二項に規定する事務（これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。）

二 その他厚生労働省令で定める事務

2 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらに属した者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 指定都道府県事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 第二十四條第三項の規定は、第一項の規定により委託を受けて行う同条第一項及び第二項の規定による費用について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、指定都道府県事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十條第二項第五号の二中「社会保険各法」の下に「又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）を加え、「第七十條第三項第四号の二」を「第七十條第三項第四号の三」に改める。

第七十條第三項中第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 当該療養病床病院等の開設者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十條第四項中「第七十八條第二項第一号」を「第七十八條第二項」に改める。

第七十四條第一項第一号中「第四号」を「第四号の二」に、「第四号の二」を「第四号の三」に改める。

第七十五條の三十五第二項及び第三項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しななければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関し必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

第七十五條の三十五第四項中「第二項」を「前項」に改める。

第七十五條の三十六第一項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同条第三項を削除。

第七十五條の四十二第三項中「第七十五條の三十六第三項及び」を削除。

第六十條中第七十五條の四十七を第七十五條の四十八とし、第七十五條の四十八から第七十五條の四十八までを一、条ずつ繰り下げ、第五章第十節中第七十五條の四十三の次に次の一条を加える。

（第四條の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十一條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法の一部改正）

第三十七條 第四條の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十一條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法の（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）の一部を次のように改正する。

第二十四條の二の次に次の一条を加える。

（指定都道府県事務受託法人）

第二十四條の三 都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）に委託することができる。

一 第二十四條第一項及び第二項に規定する事務（これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。）

二 その他厚生労働省令で定める事務

2 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらに属した者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 指定都道府県事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 第二十四條第三項の規定は、第一項の規定により委託を受けて行う同条第一項及び第二項の規定による費用について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、指定都道府県事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十條第二項第五号の二中「社会保険各法」の下に「又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）を加え、「第七十條第三項第四号の二」を「第七十條第三項第四号の三」に改める。

第七十條第三項中第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 当該療養病床病院等の開設者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十條第四項中「第七十八條第二項第一号」を「第七十八條第二項」に改める。

第七十四條第一項第一号中「第四号」を「第四号の二」に、「第四号の二」を「第四号の三」に改める。

第七十五條の三十五第二項及び第三項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しななければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関し必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

第七十五條の三十五第四項中「第二項」を「前項」に改める。

第七十五條の三十六第一項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同条第三項を削除。

第七十五條の四十二第三項中「第七十五條の三十六第三項及び」を削除。

第六十條中第七十五條の四十七を第七十五條の四十八とし、第七十五條の四十八から第七十五條の四十八までを一、条ずつ繰り下げ、第五章第十節中第七十五條の四十三の次に次の一条を加える。

(都道府県知事による情報の公表の推進)
第百十五条の四十四 都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報(介護サービス情報に該当するものを除く)であつて厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。
第百十七条第二項第一号中「並びにその見込量の確保のための方策」を削り、同項第二号中「地域支援事業に要する費用の細目並びに」及び「及びその見込量の確保のための方策」を削り、同項第三号から第五号までを削り、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「市町村介護保険事業計画」の下に「第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「又は福祉」を「福祉又は居住」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る)の円滑な提供を確保するための事業に関する事項
四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を確保するための事業に関する事項
五 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための必要な事項

第百十八条第二項中「次に掲げる事項」を「当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種別ごとの必要入所定員総数(指定介護療養型医療施設にあつては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数)その他の介護給付等対象サービスの見込み」に改め、各号を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「都道府県地域福祉支援計画」の下に「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四十一条に規定する高齢者居住安定確保計画」を加え、「又は福祉」を「福祉又は居住」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項に規定する事項及び前項各号」に、「同項第一号」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
二 介護サービス情報の公表に関する事項

三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項
四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を確保するための事業に関する事項
第百二十二条の四を第百二十二条の五とし、第百二十二条の三を第百二十二条の四とし、第百二十二条の二を第百二十二条の三とし、第百二十二条の次に次の一項を加える。
(大都市等の特例)
第百二十二条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)において、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。
第百二十五条第二項中「第二十四条の二第三項」の下に「第二十四条の二第二項」を加え、「第百十五条の四十五第五項(第百十五条の四十六第三項)を「第百十五条の四十六第五項(第百十五条の四十七第三項)に改める。
第百二十八条中「質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員」の第二十四条第二項の規定による質問」を加える。
第百二十九条第一項中「質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員」の第二十四条第一項の規定による質問」を加える。
(平成十八年旧介護保険法の一部改正に伴う経過措置)
第三十八条 前条の規定による改正後の平成十八年旧介護保険法(以下「改正後の平成十八年旧介護保険法」という)第七十七条第三項(改正後の平成十八年旧介護保険法第七十七条の二第四項において準用する場合を含む)次条において同じ)及び第百十四条第一項の規定は、施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより刑に処せられた者については、適用しない。
第三十九条 改正後の平成十八年旧介護保険法第七十七条第三項の規定は、施行日前に受けた労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料の滞納処分については、適用しない。
(介護保険法施行法の一部改正)

第四十条 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「第八條第二十二項」を「第八條第二十四項」に改める。
(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)
第四十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項第十三号中「第二十條」を「第七條」に改める。
第十八条及び附則第十二条第三項中「第二十條第一号」を「第七條第一号」に改める。
(構造改革特別区域法の一部改正)
第四十二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。
第三十条第一項中「第百十八條第二項第一号」を「第百十八條第二項」に改める。
(介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四十三条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
附則第十六条中「次条において「新老人福祉法」という。」を削る。

第百二十二条の三を第百二十二条の四とし、第百二十二条の二を第百二十二条の三とし、第百二十二条の次に次の一項を加える。
(大都市等の特例)
第百二十二条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)において、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。
第百二十五条第二項中「第二十四条の二第三項」の下に「第二十四条の二第二項」を加え、「第百十五条の四十五第五項(第百十五条の四十六第三項)を「第百十五条の四十六第五項(第百十五条の四十七第三項)に改める。
第百二十八条中「質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員」の第二十四条第二項の規定による質問」を加える。
第百二十九条第一項中「質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員」の第二十四条第一項の規定による質問」を加える。
(平成十八年旧介護保険法の一部改正に伴う経過措置)
第三十八条 前条の規定による改正後の平成十八年旧介護保険法(以下「改正後の平成十八年旧介護保険法」という)第七十七条第三項(改正後の平成十八年旧介護保険法第七十七条の二第四項において準用する場合を含む)次条において同じ)及び第百十四条第一項の規定は、施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより刑に処せられた者については、適用しない。
第三十九条 改正後の平成十八年旧介護保険法第七十七条第三項の規定は、施行日前に受けた労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料の滞納処分については、適用しない。
(介護保険法施行法の一部改正)

附則第十七条第一項中「新老人福祉法第十四条の四」を「老人福祉法第十四条の四第二項」に改め、同条第二項中「新老人福祉法第二十九条第五項」を「老人福祉法第二十九条第七項」に改める。
（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援助等に関する法律の一部改正）
第四十四条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援助等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。
第二十条第五項第一号中「第八十条第二十項」を「第八十条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改め、同項第二号中「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

第二十一条第一項中「第百十五条の四十五第二項」を「第百十五条の四十六第二項」に改める。
第十六条中「第百十五条の四十五第三項」を「第百十五条の四十六第三項」に改める。
（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）
第四十五条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。
第十二条第三項中「第八十条第二十項」を「第八十条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める。
（介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の一部改正）
第四十六条 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
附則第五條中「新介護保険法」を「介護保険法」に、「第五項第一号の三」を「第六項第一号の三」に、「第三項第一号の三」を「第四項第一号の三」に改める。
（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）
第四十七条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。
第四十八条第一項第一号中「第百十五条の四十五第二項」を「第百十五条の四十六第二項」に改め、同条第二項中「第八十条第二十五項」を「第八十条第二十七項」に改め、同条第三項第一号中「第百十五条の四十五第三項」を「第百十五条の四十六第三項」に改め、同条第五項第一号中「第百十五条の四十五第二項」を「第百十五条の四十六第二項」に改める。
附則第三條ただし書中「次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める」を「附則第十五条の規定は、総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）の公布」に改め、同条各号を削る。
附則第十四条を次のように改める。
第十四条 削除
（総合特別区域法の一部改正）
第四十八条 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。
第四十八条第一項中「第百十八条第二項第一号」を「第百十八条第二項」に改める。
（調整規定）
第四十九条 施行日が高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における新介護保険法第百十八条第六項及び改正後の平成十八年旧介護保険法第百十八条第六項の規定の適用については、これらの規定中「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四十条第一項」とあるのは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成二十三年法律第 号）第三十条の二第一項」とする。
第五十条 附則第四十一条の規定の施行の日が石油代替エネルギーの開発及び移入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）の施行の日前である場合には、同条中「第十五条第一項第十三号」とあるのは、「第十五条第一項第十二号」とする。
（罰則に関する経過措置）
第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。
政令第百七十二号
平成二十三年六月二十二日
内閣総理大臣 菅 直人
政令第百七十二号
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第三十三条第三項、第五項、第三十條第一項及び第三十三條の三の規定に基づき、この政令を制定する。
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）の一部を次のように改正する。
第一條に次の一號を加える。
十一 日本國とインド共和國との間の包括的經濟連携協定
第四條中「発給の日」の下に「の翌日」を加え、同條の表に次のように加える。
十一 第一條第十一號に掲げる經濟連携協定
第六條第三項中「及び第十號」を「第十號及び第十一號」に改め、同條の表に次のように加える。
十 第一條第十一號に掲げる經濟連携協定
三月 二月
五年

（施行期日）
第一條 この政令は、日本國とインド共和國との間の包括的經濟連携協定の効力発生の日から施行する。ただし、次條の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二條 この政令による改正後の第一條第十一號に掲げる經濟連携協定に係る經濟連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第八條第一項の規定による指定及びこれに關し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、同法第九條から第十一條まで、第十四條第一項及び第二項、第二十四條第一項並びに第三十二條第一項（手数料の認可に係る部分に限る。）の規定の例により行うことができる。
経済産業大臣 海江田万里
内閣総理大臣 菅 直人

政令第百七十二号
平成二十三年六月二十二日
内閣総理大臣 菅 直人
政令第百七十二号
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第三十三条第三項、第五項、第三十條第一項及び第三十三條の三の規定に基づき、この政令を制定する。
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）の一部を次のように改正する。
第一條に次の一號を加える。
十一 日本國とインド共和國との間の包括的經濟連携協定
第四條中「発給の日」の下に「の翌日」を加え、同條の表に次のように加える。
十一 第一條第十一號に掲げる經濟連携協定
第六條第三項中「及び第十號」を「第十號及び第十一號」に改め、同條の表に次のように加える。
十 第一條第十一號に掲げる經濟連携協定
三月 二月
五年

政 令

内閣総理大臣 菅 直人
総務大臣 片山 善博
財務大臣 野田 佳彦
文部科学大臣 高木 義明
厚生労働大臣 細川 律夫
経済産業大臣 海江田万里

内閣総理大臣 菅 直人

経済産業大臣 海江田万里
内閣総理大臣 菅 直人